

総務委員会所管事務調査（先進地事例調査）報告書

所管事務調査を実施したので、次のとおり報告する。

記

1 調査期間

平成 30 年 5 月 8 日（水）～5 月 9 日（木）

2 調査先

長野県飯田市

3 調査員等

砂川利男委員長、豊巻直子副委員長、小倉利之委員、黒沼繁樹委員、
下川原光昭委員、澤里富雄委員、八重櫻友夫委員、城内仲悦委員、
大石美奈書記

4 調査事項

(1) 飯田市議会

- ・議会による政策評価、政策提言の取り組みについて
- ・議会主導による自治基本条例制定の経緯について

(2) 飯田市公民館

- ・地域づくりに関わる公民館の取り組みについて

5 調査結果

○議会主導による自治基本条例制定の経緯について

○議会による政策評価、政策提言の取り組みについて

- | | | |
|---|-----|------------------------------------------|
| 1 | 日時 | 平成 30 年 5 月 8 日（火）15 時～17 時 00 分 |
| 2 | 場所 | 飯田市役所 |
| 3 | 出席者 | 清水勇議長、社会文教委員会 福沢清委員長（説明）
事務局 松下弘毅調査係長 |

4 概要

- (1) 議会による自治基本条例制定の経緯について

制定の経緯

- ・自治基本条例は市にとって憲法のようなもの。住民自治意識が高い市ならではの背景がある。
- ・もともと当局側が制定しようとしていたが、議会が待ったをかけた議会側から進めることにした。(H14～飯田市議会あり方研究会、H19. 4月施行)
- ・飯田市議会あり方研究会 (H14. 9月)
 - ①民意をいかに汲み上げるか
 - ②政策立案のために何をすべきか
 - ③議会審議をいかにして改革するか
 - ④市民に開かれた議会にするためには以上の4つの観点で研究→自治基本条例の基になっている。
- ・議会のあり方についても規定されているため、議会基本条例は制定しない。

自治基本条例制定後の議会の関わり方、行政評価との関係

- ・自治基本条例には市民と行政と議会の3者について規定されているが、そのうちの議会の部分については、毎年議会改革推進会議で検証を行っている。

(2) 議会による政策評価、政策提言の取り組みについて (省略)

○地域づくりに関わる公民館の取り組みについて

- 1 日時 平成30年5月9日(水) 15時～17時00分
- 2 場所 飯田市公民館
- 3 議会 事務局 松下弘毅調査係長
社会文教委員会 福沢清委員長 (説明)

4 概要

(1) 地域人材の育成方法について

(地域の若い世代の巻き込み、地域活動への理解や意識啓発の手法)

⇒元々自治意識が高い

住民意識

- ・戦後間もない頃に市街地の大火事等の災害が続き、一時財政再建団体に落ちたこともあり、地域のことは自分たちでやる風潮が今も続いていて、自治意識が非常に高い。地域による温度差はあまりない。
- ・公民館費+町内会費は月額千円から年額10万円の地区まで様々。

公民館長

- ・公民館長は地域協議会から推薦される地域の住民で、教育委員会

が任命している。月額 2 万 5 千円の報酬で、ほぼ毎日出勤。低報酬であるが、ほぼ毎晩住民による会議があり出席しなければならないため、志のある人が就任している。(元々そういった仕組み。) 役所の支配下ではない独立性の高い公民館。

⇒地域の若い人材の育成方法

コミュニティスクール（文科省事業）

- ・元々小中学生対象に地域が学校と連携して育成活動をしていたが、H29 年度から市内全小中学校（28 校）で実施。（H28 年度末学校運営協議会を設置。）ふるさと学習の推進のため、地区公民館がコーディネーターや地元の人を講師として紹介。総合的な学習やクラブ活動、学習支援等を行っている。

地域人教育事業

- ・市内の高校の卒業生が、一旦市外・県外に進学してもまた地元に戻ってくる『回帰率』を高めるための、将来的な地域のあり方を創造する人材。また、地域において活動できる、地域を担う人材を育成する事業。

若者講座・成人式

- ・各地区で行われる成人式の実行委員会のメンバーに対し、成人式場で地元に関する発表を行わせることで、地元に対する意識を高め、回帰率を上げることが目的。

(2) 地域づくり面における公民館の機能と職員の人材育成について

（公民館における地域との関わり方・接点づくり、公民館職員の人材育成の手法）

⇒公民館の機能

飯田市内の公民館は、一般的なカルチャーセンターとしての公民館とは異なる。住民自治の学校であり、行政職員の能力形成の場

公民館の運営原則

- ・地域中心の原則
- ・並列配置の原則
- ・住民参加の原則→公民館事業の企画運営は自発的な住民の意思に基づいて行う。
- ・機関自立の原則

⇒行政職員の能力形成の場としての公民館（各地区公民館）

職員の配置

- ・地元住民の公民館長、30 代～40 代前半の主事の他に副館長補佐もいる。ただし、各自治区の自治振興センター（当局側の職員）のセンター長で係長級。

- ・かなり前から主事級の職員を地区公民館に配置している。
- ・ほぼ毎晩住民による会議があり、公民館長と主事が毎回出席。
- ・役所の支配下ではない独立性の高い公民館運営
→地域が職員を育てる、がモットー。地区によっては、配属されて1か月後に100人規模の地区住民の前で「地域とは何か」について発表させることもあった。(新人に勉強させるための発表会)

職員の連携

- ・各地区の主事級職員で毎月「主事会報」を作成。情報交換を行っている。

(3) 飯田市公民館の役割・位置づけについて

(中核となる公民館の役割・位置づけ、ムトスまちづくり推進課との連携状況、市中心部の町内会、自治会の活性化に向けた取り組み)

中核としての公民館

- ・全市的課題をとらえた事業→地域人教育

ムトスまちづくり推進課(当局)との連携

- ・基本的には連携していない。別々。
市中心部の町内会・自治会活性化へ向けた取り組み
- ・市中心部を担当する地区公民館が存在する。飯田市公民館はあくまで全市的な取り組みのみ。

(4) まちづくり委員会の実情について

自治組織の再編

- ・H19に制定された自治基本条例において、タテ割り行政の影響の解消をめざし地域自治組織の再編を行った。

※自治基本条例第14条(まちづくりのための委員会等)

「市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自律的な運営を尊重します。」

パワーアップ地域交付金

- ・タテ割りで各々支払っていたものをまとめて交付金として支払っている。何にどのように使うか、配分は地域に一任。